

保護者 様

令和 4年 4月  
湯浅町教育委員会

## 学校給食費のお知らせ

★このお知らせは、湯浅町外在住の児童生徒の保護者様へのお知らせになります。

★給食費は、小学生月額4,400円・中学生月額4,700円の納付をお願いします。  
当月分の給食費の納付は翌月の25日(土・日・祝日)の場合は翌営業日)納付期限となります。

くわしくは下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

★次の金融機関で、口座振替にて納めていただきます。

- 紀陽銀行 湯浅支店及び各本支店 ●なぎさ信用漁業共同組合連合会有田支店
- ありだ農協 湯浅支所及び有田管内各支所 ●近畿ろうきん 有田支店及び各支店
- きのくに信用金庫 湯浅支店及び各本支店

現在、引き落とし先の金融機関変更の希望があればご連絡下さい。

この中から1つを選んでいただき「預金口座振替依頼書」を提出してください。

### 【給食費納付金額】

納付月(振替日月)	4月	5月～8月	9月	10月～12月	1月～3月	翌年4月
小学生	—	4,400円	—	4,400円	4,400円	精算
中学生	—	4,700円	—	4,700円	4,700円	精算

※3月分(4月納付分)は、1年間の精算をおこないますので、1年間の食数に1食当たりの単価(小学生250円、中学生280円)を乗じて計算した金額から翌年3月分までの給食費を差し引いた金額を、ご指定の口座からの振替もしくは納付書にて紀陽銀行窓口へ納付していただきますようお願いいたします。金額等については、翌年4月頃郵送もしくは学校を通じて精算通知書をお送りします。

※給食費の9月(8月分)の納付(口座振替含む)はありません。ただし、8月分は3月分と合算して4月の口座振替の時に精算いたします。

湯浅町としては、「給食」は、成長期にある児童生徒にとって、栄養バランスを考えて作られているものであり、地域の食文化を積極的に取り入れることで、郷土愛を育てる「食育」にも取り組んでいると考えています。

## 【給食停止・開始等について】

### ①出席停止の場合（インフルエンザ・感染症など）

インフルエンザ等であることが分かった時点で早急に学校へ連絡してください。  
給食が停止した期間は、給食費は不要になります。

### ②学級閉鎖・学校閉鎖時の場合

学級閉鎖・学校閉鎖期間中の給食についても給食費は不要となります。

### ③

①・②を除き、給食を停止できるのは、連続して5日以上欠食（土・日・祝日を除く）が見込まれる児童生徒に限ります。

給食を停止する場合は学校へ電話連絡してください。給食が停止した時点から給食費は不要となります。（※但し、連続した5日以上欠席でもご連絡いただけない場合は、給食費がかかりますのでご了承ください。）

### 給食を再度開始する場合（長期欠席後など）

給食を用意するにあたり、3日前（休日を除く）の午前10時までに学校へ電話連絡してください。

例) 金曜日から開始したい場合 火曜の午前10時までに連絡  
月曜日から開始したい場合 水曜の午前10時までに連絡

## 【牛乳代等の返金について】

※食物アレルギー等により牛乳（ヤクルトジョア含む）・パンを食せない児童生徒は、保護者から連絡があれば、年度末に一括で精算して返金いたします。  
食物アレルギー等あれば各小中学校へお問い合わせください

◎その他ご不明な点がございましたら、教育委員会(電話：63-1111)までお問合せください。